

横浜市空家等管理代行事業者登録制度要綱

制 定 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市空家等対策計画に基づき、空家等の管理を代行する事業者の登録及び公表等に関する事項を定めることにより、自身での空家等の管理が難しい所有者等の空家等の適正な管理を推進し、安全安心な住環境を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の例によるほか、次の各号に定めるところとする。

- (1) 空家等管理代行業務 外観調査、敷地内の清掃、内観調査、家屋の清掃、家屋の通風・通水、庭木の剪定、除草その他の空家等の適正な管理を所有者等に代わり行い、所有者等へ報告する業務
- (2) 管理代行事業者 空家等管理代行業務を行う事業者
- (3) 空家等管理代行事業者名簿 登録した管理代行事業者をまとめた名簿
- (4) 登録事業者 空家等管理代行事業者名簿に登録された管理代行事業者

(空家等管理代行事業者名簿の登録要件)

第3条 空家等管理代行事業者名簿（以下「名簿」という。）に登録できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 横浜市内の空家等について空家等管理代行業務を行うことができる管理代行事業者（法人に限る。）
- (2) 自らが行う空家等管理代行業務について、ホームページ等で広報を行うことができる者
- (3) 誓約書（第2号様式）の内容に誓約できる者

(登録期間)

第4条 管理代行事業者の名簿への登録期間は、第8条の申請が無い限り継続する。

(申請)

第5条 名簿への登録を希望する者は、空家等管理代行事業者名簿登録申請書（第1号様式）に誓約書（第2号様式）を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合、申請者が第3条の要件を満たしていることを審査する。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、登録事業者になった管理代行事業者を名簿に登録する。
- 4 市長は、第2項の規定による審査の結果を空家等管理代行事業者名簿登録申請書に対する回答書（第3号様式）により当該申請者へ通知するものとする。

(公表)

第6条 市長は、名簿を管理し、登録事業者を空家等管理代行事業者一覧（第4号様式）としてホームページで公表する。

(申請内容の変更)

第7条 登録事業者は、第5条の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかに空家等管理代行事業者名簿変更申請書（第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届け出並びに次条第2項及び第3項の規定により名簿の内容を変更した場合は、変更した内容を速やかに公表するものとする。

(空家等管理代行事業者名簿からの削除)

第8条 登録事業者は、名簿からの削除を希望する場合は、空家等管理代行事業者名簿削除申請書（第6号様式）により、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届け出があったときは、名簿から削除するものとする。

3 第1項の場合のほか、登録事業者が第3条に規定する要件を満たさなくなった場合又は誓約書の内容に違反した場合は、市長は、登録事業者を名簿から削除することができる。

4 市長は、第2項又は前項の規定により登録事業者を名簿から削除した場合は、その旨を当該事業者に空家等管理代行事業者名簿削除通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(空家等管理代行業務の内容)

第9条 空家等管理代行業務の内容、料金その他必要な事項については、登録事業者と空家等の所有者等との合意に基づき決定するものとし、市長は一切これに関与しない。

2 登録事業者は、空家等管理代行業務について市からのヒアリング等に協力するものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 登録事業者は、本制度における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律に則り、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、自己の利益や不当な目的のために取得し、収集し、作成し、又は利用しないこと。

(2) 個人情報を紛失すること等のないよう適正に管理すること。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、建築局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。